

## 議案第79号

### 日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例の制定について

日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

日進市長 萩野幸三

#### 1 提案理由

この案を提出するのは、日東衛生組合の解散に伴い当該組合の事務を日進市が承継するため、地方自治法第244条の2の規定に基づき、日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例を制定する必要があるからであります。

#### 2 制定内容

- (1) 施設の名称及び位置について定める。
- (2) 使用の許可等について定める。

# 日進市し尿処理場の設置及び管理に関する条例

平成 年 月 日  
条 例 第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、日進市し尿処理場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 日進市及び東郷町から生ずるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という。）を処理するため、し尿処理場（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日進美化センター

位置 日進市梅森町向江1630番地

(職員)

第3条 施設に必要な職員を置く。

(最大処理量)

第4条 し尿の最大処理量は、日量120キロリットルとする。

(使用許可)

第5条 施設を使用することができる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による許可を受けた者で、かつ、市長の許可を受けた者でなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、日東衛生組合し尿処理場の設置及び管理に関する条例（昭和57年日東衛生組合条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりなされたものとみなす。